

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志賀町長職務代理者

市町村名 (市町村コード)	志賀町 (384)
地域名 (地域内農業集落名)	末吉 (末吉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地は地区内の農業法人に集積、集約化が図られ、水稻を中心に大規模経営を行っている。
-------------------------------------------

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻で大規模経営や直播栽培などでコスト削減を進めるとともに、「ひやくまん穀」など消費者の需要に応じた品種転換や直接販売による売上拡大により、経営の安定化を図ることで、地域農業を維持する。
-----------------------------------------------------------------------------------------------

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

末吉地区内
-------

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	地区内の農業法人に離農農家の農地の集積を進め、農地の利用促進を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	離農する農家の農地を地区内の農業法人に中間管理機構を活用した利用を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針	実施済み
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	地区内には町特産の「ころ柿」を生産する農業者がおり、今後も町、JAなどと連携して新規就農者を含め、多様な担い手確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

地区内の農業法人により、水稻で農薬散布用のドローンを導入して生産性の向上を図る。
------------------------------------------